

大阪府環境審議会新たなエネルギー社会づくり検討部会運営要領

第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例(平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。)第 6 条第 2 項の規定により、大阪府域における中長期的なエネルギー施策の方向性など、新たなエネルギー社会づくりについての基本的な事項を検討するため、大阪府環境審議会に新たなエネルギー社会づくり検討部会(以下「部会」という。)を置く。

第 2 組 織

- (1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 3 名程度
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 3 名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 1 月 2 5 日から施行する。

大阪府環境審議会新たなエネルギー社会づくり検討部会委員名簿

氏 名	役 職	備考
大久保 規子	大阪大学大学院教授（行政法・環境法）	
阪 智香	関西学院大学教授（環境経済学）	
水野 稔	大阪大学名誉教授（環境熱工学）	部会長
以上 環境審議会委員 計 3 名		
鈴木 靖文	（有）ひのでやエコライフ研究所代表取締役	
近本 智行	立命館大学教授（建築設備工学）	
西村 伸也	大阪市立大学大学院教授（熱工学）	
以上 環境審議会専門委員 計 3 名		
合 計 6 名		